

議案第72号

天理市学童保育所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、天理市学童保育所について、下記のとおり指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求める。

平成25年12月9日提出

天理市長 並 河 健

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置

| 名称         | 位置              |
|------------|-----------------|
| 丹波市第一学童保育所 | 天理市丹波市町163番地1   |
| 丹波市第二学童保育所 | 天理市三島町395番地     |
| 山の辺学童保育所   | 天理市別所町261番地3    |
| 井戸堂学童保育所   | 天理市西井戸堂町399番地3  |
| 前栽第一学童保育所  | 天理市富堂町294番地     |
| 前栽第二学童保育所  | 天理市前栽町341番地7    |
| 前栽第三学童保育所  | 天理市富堂町294番地     |
| 二階堂学童保育所   | 天理市二階堂南菅田町640番地 |
| 朝和第一学童保育所  | 天理市成願寺町412番地4   |
| 朝和第二学童保育所  | 天理市成願寺町412番地4   |
| 櫟本学童保育所    | 天理市櫟本町2426番地1   |
| 柳本学童保育所    | 天理市柳本町719番地     |

2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

団体の名称 一般社団法人 天理市学童保育連絡協議会  
代表者名 代表理事 桑山 はつえ  
主たる事務所の所在地 天理市別所町261番地3

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで